



調達号外第675号

令和4年11月24日

発行所

広島市役所

(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

入札

○広島市市民課等証明専用ファクシミリ貸貸借について..... 1

入札

入札公告

令和4年11月24日

次のとおり一般競争入札に付します。

広島市長 松井 一 實

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
広島市市民課等証明専用ファクシミリ貸貸借
- (2) 借入れの内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和10年2月29日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (4) 履行期間
令和5年3月1日から令和10年2月29日まで
- (5) 予定価格
73,716,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- (6) 借入場所
広島市役所北庁舎ほか28か所
詳細は、入札説明書による。
- (7) 入札方法
ア 入札金額は、5年間(履行期間)の総価を記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札区分
本件は、広島市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を利用して行う電子入札対象案件である。ただし、電

子入札システムにより難しい場合は、入札説明書に定めるところにより、所定の入札書の持参又は郵送(配達証明付書留郵便)により入札することができる。

なお、電子入札システムに関する手続については、広島市電子入札システム等利用規約及び広島市電子入札運用基準に従うものとし、これらに反する入札は無効とする。

2 競争入札参加資格

次に掲げる競争入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則(以下「規則」という。)第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物品の借入れ」の登録種目「20-01 コンピュータ機器・システム」に登録されている者であること。
- なお、当該広島市競争入札参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて提出すること。詳細は、入札説明書による。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 納入しようとする物品が、入札説明書及び仕様書に定める特質等を有することを証明した者であること。
- (6) その他は、入札説明書による。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「カテゴリー検索 入札・見積り情報」→「リース 一般競争入札 [WTO]」からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和5年1月11日(水)までの日(広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市企画総務局区政課(広島市役所本庁舎9階)
電話 082-504-2112(直通)

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

本市のホームページ（前記(1)に記載のとおり。）からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問合せ先
前記(1)イに同じ。

(4) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の持参又は郵送（配達証明付書留郵便）によることができる。

イ 入札書の提出期間等

(7) 電子入札システムによる場合の提出期間

令和 5 年 1 月 1 0 日（火）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで及び同月 1 1 日（水）の午前 8 時 3 0 分から午後 3 時まで

(4) 持参による場合の提出期間及び提出場所

- a 提出期間 前記(7)に同じ。
- b 提出場所 前記(1)イに同じ。

(7) 郵送（配達証明付書留郵便）による場合の提出期間及び提出先

- a 提出期間 入札公告の日から令和 5 年 1 月 1 1 日（水）午後 3 時まで（必着）
- b 提出先 前記(1)イに同じ。

(5) 入札金額内訳書の提出方法

入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、入札書と同時に提出しなければならない。入札金額内訳書の提出がない場合は、落札者となることができない。

(6) 入札回数

入札回数は、1 回限りとする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 5 年 1 月 1 2 日（木）午前 1 1 時

イ 場所

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市役所本庁舎 9 階総務課会議室

4 落札者の決定

本件公告に示した調達サービスを履行できると本市が判断した入札者であって、規則第 1 5 条及び第 1 6 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除。ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、規則第 2 条の規定により競争入札参加資格の取消しを行う。また、入札保証金相当額（最高支払予定額（各年度の支払予定額のうちの高額額。各年度の支払予定額が同額の場合は、年額相当額）の 1 0 0 分の 5）の損害賠償金を請求する。

(3) 入札者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記 2 に掲げる事項について証明する書類（以下「資格確認申請書等」という。）を令和 4 年 1 2 月 2 6 日（月）までに前記 3(1)イの場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本市から資格確認申請書等に関し、説明を求められた場合、これに応じなければならない。詳細は、入札説明書による。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記 2(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 前記 1(5)の予定価格を上回る額の入札

オ その他規則第 8 条各号のいずれかに該当する入札（外国事業者が同条第 1 号の押印に代えて署名したものを除く。）

カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年広島市規則第 1 3 2 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は競争入札参加資格を有すると認められなかったときにおける入札

(5) 契約保証金

要。ただし、規則第 3 1 条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書の作成の要否

要

(7) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、電子入札システムの障害発生等により電子入札の執行が困難な場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(8) 長期継続契約

本件公告に示した契約は、地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約である。次年度以降の歳入歳出予算が減額又は削減された場合は、契約の変更又は解除を行うことがある。この場合、本市は、当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(9) 広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

前記 2(2)の広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者も、前記(3)により資格確認申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、開札の時に、広島市競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature of the products to be rent:
Fax machines for certificates issued at the Citizen's
Affairs Division of the Hiroshima City ward offices
- (2) Fulfillment period:
From 1 March,2023 through 29 February,2028
- (3) Fulfillment place:
Hiroshima City Hall North Building
and 28 other locations
- (4) Time limit for tender submission:
3:00 PM,11 January,2023
- (5) Contact information for the notice:
Ward Administration Division,
Planning and General Affairs Bureau,
City of Hiroshima
6-34 Kokutaiji-machi 1-chome, Naka-ku, Hiroshima
730-8586 Japan
TEL 082-504-2112